

お客様 各位

社会福祉法人 全国社会福祉協議会出版部

## 「居宅サービス計画書」様式の一部変更と「居宅サービス計画ガイドライン」の内容について

このたびは本書「居宅サービス計画ガイドライン Ver. 2」をお買い上げいただき、誠にありがとうございます。

本書で解説している「居宅サービス計画ガイドライン」(以下、ガイドライン)は介護保険制度発足以降、居宅サービス計画作成のためのアセスメントシートとして多くの居宅介護支援事業者にご活用いただき、使いやすいと好評を得てきました。

今般、『介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について』の一部改正について(令和3年3月31日付 老認発0331第6号 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知)により、居宅サービス計画書の様式の一部変更および記載要領の改正が通知されました。

今回通知による様式変更等については、次の通りです。

**第1表・・・「利用者及び家族の生活に対する意向」の欄を「利用者及び家族の生活に対する意向を踏まえた課題分析の結果」に変更**

**第3表・・・時間表記について、「4：00」からを「0：00」からに変更**

**第4表・・・会議出席者欄に「利用者・家族の出席」の記載を追記**

**第6表・・・「平成」の削除、性別欄の「男・女」の削除、利用者確認欄および保険者確認印欄の削除**

**第7表・・・「給付管理単位数」「定額利用者負担単位数」の欄を新設、その他一部表記の修正、種類別支給限度管理欄のサービス種類にあらかじめ記載されていたサービス事業名をすべて削除**

(第2表、第5表は変更なし)

(参考)〈介護保険最新情報 Vol. 958〉



今回の通知における様式等の変更と「居宅サービス計画ガイドライン」との関係で最も留意すべき事項としては、第1表の「利用者及び家族の生活に対する意向」の欄が「利用者及び家族の生活に対する意向を踏まえた課題分析の結果」に変更された点があげられます。

記載要領は次のように説明されています。

### ⑬「利用者及び家族の生活に対する意向を踏まえた課題分析の結果」

利用者及びその家族が、どのような内容の介護サービスをどの程度の頻度で利用しながら、どのような生活したいと考えているのかについて意向を踏まえた課題分析の結果を記載する。その際、課題分析の結果として、「自立支援」に資するために解決しなければならない課題が把握できているか確認する。そのために、利用者の主訴や相談内容等を踏まえた利用者が持っている力や生活環境等の評価を含め利用者が抱える問題点を明らかにしていくこと。

なお、利用者及びその家族の生活に対する意向が異なる場合には、各々の主訴を区別して記載する。

(下線部が変更箇所)

その他の変更箇所については、通知をふまえて読み替えてご使用いただきますようお願い申し上げます。

### 【お問い合わせ先】

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 出版部  
[zenshakyo-s@shakyo.or.jp](mailto:zenshakyo-s@shakyo.or.jp) FAX 03-3581-4666